

亀山市告示第76号

亀山市災害時要援護者サポート事業実施要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市災害時要援護者サポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合(以下「災害時」という。)において、高齢者、障がい者等災害時に自力で避難することが困難な人々が地域における支援を円滑に受けられることができ、かつ、これらの人々が安心して暮らすことができる地域づくりを推進するため、市と地域支援組織が協力して、災害時の災害時要援護者を支援する事業(以下「事業」という。)を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害時要援護者 市内に居住する次のアからキまでのいずれかに該当する者(以下「要援護者」という。)のうち、災害時に避難支援等を要するものをいう。

ア 65歳以上のひとり暮らしの者

イ すべての世帯員が65歳以上である世帯に属する者

ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

エ 三重県療育手帳制度実施要綱(昭和63年4月1日施行)の規定により療育手帳の交付を受けている者

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

カ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第3号から第5号までに該当する者

キ 乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語による意思疎通が困難な外国人等災害時の自力避難に不安のある者として市長が認めるもの

(2) 地域支援組織 自治会連合会支部、地区コミュニティ、地域まちづくり協議会（地域の問題解決及び活性化を目的として活動する組織をいう。）、自主防災組織等災害時要援護者の支援を主体的に実施できる地域の組織として市長が認めるものをいう。

（事業の内容）

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 災害時要援護者登録台帳（災害時要援護者個別計画を含む。以下「台帳」という。）及び災害時要援護者の位置等を示した地図情報（以下これらを「台帳等」という。）を整備し、更新すること。

(2) 災害時において台帳等を活用した災害時要援護者の情報収集、避難誘導、救出活動、安否確認等を行うこと。

(3) 前号の支援を迅速に行うために平常時において訓練等を行うこと。

(4) その他事業の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（事業の実施）

第4条 事業は、前条第1号に掲げるものにあつては市長が地域支援組織の協力を得て実施し、同条第2号から第4号までに掲げるものにあつては地域支援組織が市の支援を受けて主体的に実施するものとする。

2 市長は、要援護者の情報収集に努めるとともに、事業の実施方法の説明、災害時要援護者を支援する体制の整備等地域支援組織に対する必要な支援を行うものとする。

(地域支援組織の役割)

第 5 条 地域支援組織は、事業を主体的に実施できるよう、災害時要援護者を支援する体制を整備するものとする。

2 地域支援組織は、事業を実施するに当たり、台帳等の情報を活用する者（以下「地域従事者」という。）を置くものとする。

3 地域支援組織は、地域の災害時要援護者の有無にかかわらず、災害時における地域住民を支援する体制を整備するよう努めるものとする。

(協定の締結)

第 6 条 市長は、事業の実施に当たり、次の事項について地域支援組織と協定を締結するものとする。

(1) 事業の内容及び実施方法に関すること。

(2) 地域従事者となるべきものの範囲、災害時要援護者の支援体制等地域支援組織の役割に関すること。

(3) 災害時要援護者の個人情報の保護に関すること。

(4) その他事業の実施に当たり必要なこと。

(台帳の登録)

第 7 条 災害時要援護者として台帳の登録を希望する者は、災害時要援護者登録申請書兼登録台帳（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、災害時要援護者と認められる場合は、台帳への登録を行うものとする。

3 市長は、前項の規定に関わらず、台帳への登録が必要な災害時要援護者があるときは、台帳への登録を行うことができるものとする。

4 市長は、前 2 項の登録を行ったときは、登録された者（以下「被登録者」という。）に対し、台帳の写しを送付するものとする。

5 市長は、第 3 項の規定に基づく登録を行ったときは、亀山市個人情報保護条例（平成 17 年亀山市条例第 20 号）第 11 条第 2 項の規定による通知を行うものとする。

6 市長は、台帳の登録情報を基にして被登録者の基本的な情報を記載した災害時要援護者名簿を作成するものとする。

(台帳の変更及び抹消)

第 8 条 被登録者は、台帳に登録されている内容を変更し、又は登録を抹消しようとするときは、災害時要援護者登録台帳変更(抹消)届出書(様式第 2 号。以下「届出書」という。)により、市長に届け出るものとする。

2 市長は、届出書を受理したときは、台帳に登録されている内容を変更し、又は登録を抹消するものとする。

3 市長は、前項の規定に関わらず、被登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を抹消するものとする。

(1) 市内に居住しなくなったとき。

(2) 要援護者でなくなったとき。

(3) 死亡したとき。

4 市長は、毎年度 1 回、被登録者が前項各号のいずれにも該当しないことを確認するものとする。

5 市長は、前 4 項の規定により被登録者の情報が更新されたときは、速やかに災害時要援護者名簿の内容を更新するものとする。

(地域支援組織の経由)

第 9 条 申請書及び届出書は、地域の地域支援組織を經由して市長に提出することができるものとする。

(災害時要援護者個別計画の策定)

第 10 条 市長は、被登録者が災害時に実効性のある避難支援等を受けられるよう、災害時要援護者個別計画の策定を進めるものとする。

2 災害時要援護者個別計画は、地域において災害時に支援を求められることができる者(以下「地域支援者」という。)の協力を得て作成することができるものとする。

3 地域支援者は、可能な限り災害時要援護者の支援を行うものとする。

(台帳等の写しの提供及び管理)

第 1 1 条 市長は、台帳の登録、変更及び抹消があった場合は、速やかに、地域支援組織に台帳等の写しを提供する（被登録者の同意がある場合に限る。）ものとする。

2 地域支援組織は、善良な管理者の注意をもって前項の規定により提供を受けた台帳等の写しを適正に保管しなければならない。

3 地域支援組織は、台帳等の写しを紛失、棄損等した場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

（守秘義務の確保及び情報の保護）

第 1 2 条 地域支援組織、地域従事者及び地域支援者は、事業により知り得た個人情報及び事業の実施により知り得た個人の秘密を第三者に漏らしてはならない。その役割を離れた後も同様とする。

2 台帳等に登録された情報は、事業の実施以外の目的に使用してはならない。

（事業の周知）

第 1 3 条 市長は、広報紙等を通じて、事業の周知を図るものとする。

（その他）

第 1 4 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（亀山市災害時要援護者台帳登録制度実施要綱の廃止）

2 亀山市災害時要援護者台帳登録制度実施要綱（平成 2 2 年亀山市告示第 6 9 号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（旧要綱の廃止に伴う経過措置）

3 この告示の施行の際現に旧要綱の規定により台帳に登録されている者は、この告示の規定による台帳等が整備されるまでの間、この告示の相当規定により台帳に登録されている者とみなす。